

公益財団法人周南市体育協会 専門委員会運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人周南市体育協会（以下「協会」という。）定款第37条に基づき専門委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項について定める。

(名称及び任務)

第2条 委員会の名称及び任務は、次のとおりとする。

- (1) 名称は、総務委員会、財務委員会、事業委員会及びスポーツ医科学研究会とする。
- (2) 各委員会の任務は、それぞれ規程で定めるものとする。
- (3) スポーツ医科学研究会の任務は、必要に応じて規程で定めるものとする。

(構 成)

第3条 委員会の委員は、理事により構成するものとする。ただし、スポーツ医科学研究会については、外部有識者等で構成する。

2 委員の割当は、別に協議し定める。

(委員長会議)

第4条 各委員会の連携を保つため委員長会議（以下「会議」という。）を設ける。

2 会議は、専務理事、常務理事、各委員長及び事務局長で構成する。

3 会議では、次の事項について審議する。

- ① 協会運営の基本的事項に関すること。
- ② 各委員会・事務局との連絡調整に関すること。
- ③ その他、目的達成に必要な事項に関すること。

3 会議は、専務理事を議長として定例的に開催するものとする。

(専門委員会)

第5条 各委員会は、定例的に開催するものとする。

2 委員会に協会の会長、副会長、専務理事及び常務理事は、出席して意見を述べる事が出来る。

3 副会長は、それぞれに委員会を担当するものとする。

(事 務)

第6条 各委員会の事務は、協会事務局において行う。

2 協会事務局は、各委員会の担当者を選任するものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるものの他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人周南市体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

平成27年3月26日改正

公益財団法人周南市体育協会 総務委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人周南市体育協会（以下「協会」という。）定款第37条に基づき設置する総務委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(任 務)

第2条 委員会は、必要に応じて理事会に付議する事項等を審議し、また、次の任務の推進にあたる。

- (1) 寄附行為及び諸規程に関すること。
- (2) 表彰に関すること。
- (3) 記念事業等の式典に関すること。
- (4) 他の委員会に属さないこと。

(委員会)

第3条 委員会は、理事をもって構成し、会長が委嘱する。

(委 員)

第4条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名 互選による。
- (2) 副委員長 1名 互選による。
- 2 委員長は委員会を代表し、会務を掌理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、協会理事の任期とする。

- 2 補欠の委員又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、委員の2分の1以上から会議の目的を示して請求があったときは、すみやかに委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について、あらかじめ書面により意志を表示したものは、出席と

みなす。

- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会の議決を要する事項で、委員会を招集する暇のない緊急を要する事項については、委員会の議決を得ないでこれを処理することができる。
- 6 前項の場合は、その旨を委員に通知し、かつ、次の委員会において承認を得なければならない。

(その他)

第7条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人周南市体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から適用する。

財団法人周南市体育協会 財務委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人周南市体育協会（以下「協会」という。）定款第37条に基づき設置する財務委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(任 務)

第2条 委員会は、必要に応じて理事会に付議する事項等を審議し、また、次の任務の推進にあたる。

- (1) 協会が必要とする資金の調達に関すること。ただし、賛助会員関連のみに限定する。
- (2) 協会の資金の運用管理に関すること。ただし、賛助会費関連のみに限定する。
- (3) その他、委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(委員会)

第3条 委員会は、理事をもって構成し、会長が委嘱する。

(委 員)

第4条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名 互選による。
- (2) 副委員長 1名 互選による。
- 2 委員長は委員会を代表し、会務を掌理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

(任 期)

第6条 委員の任期は、協会理事の任期とする。

- 2 補欠の委員又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、委員の2分の1以上から会議の目的を示して請求があったときは、すみやかに委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について、あらかじめ書面により意志を表示したものは、出席と

みなす。

- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会の議決を要する事項で、委員会を招集する暇のない緊急を要する事項については、委員会の議決を得ないでこれを処理することができる。
- 6 前項の場合は、その旨を委員に通知し、かつ、次の委員会において承認を得なければならない。

(その他)

第7条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人周南市体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から適用する。

平成27年3月26日改正

公益財団法人周南市体育協会 事業委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人周南市体育協会（以下「協会」という。）定款第37条に基づき設置する事業委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(任 務)

第2条 委員会は、必要に応じて理事会に付議する事項等を審議し、また、次の任務の推進にあたる。

- (1) 加盟団体の競技力向上に関すること。
- (2) 加盟団体の指導者育成と資質の向上に関すること。
- (3) 新規事業及びイベント事業に関すること。
- (4) その他、委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(委員会)

第3条 委員会は、理事をもって構成し、会長が委嘱する。

(委 員)

第4条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名 互選による。
- (2) 副委員長 1名 互選による。
- 2 委員長は委員会を代表し、会務を掌理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

(任 期)

第7条 委員の任期は、協会理事の任期とする。

- 2 補欠の委員又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、委員の2分の1以上から会議の目的を示して請求があったときは、すみやかに委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について、あらかじめ書面により意志を表示したものは、出席と

みなす。

- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会の議決を要する事項で、委員会を招集する暇のない緊急を要する事項については、委員会の議決を得ないでこれを処理することができる。
- 6 前項の場合は、その旨を委員に通知し、かつ、次の委員会において承認を得なければならない。

(その他)

第7条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人周南市体育協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から適用する。

平成27年3月26日改正